試験に関する注意事項

１．通　則

(1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。

(2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかねばならない。

(3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を机の上の見やすい場所に提示しておかねばならない。

(4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。

(5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。

(6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。

(7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。

(8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業科目担当教員に届出なければならない。

２．試験における不正行為の懲戒について

(1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。また、不正行為を行った学期に履修している全ての科目の単位を認定しない場合がある。

(2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(3) 学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に、学内にこれを公示する。

３．試験における不正行為とは

(1) 他の人から答えを教わることや、教えること等、いわゆるカンニング及びその手助けをすること。

(2) 本人以外の名前・学籍番号で受験すること。

(3) 許可されていないものを使用すること。

(4)「解答はじめ」の前、及び「解答おわり」の後に、試験監督の指示に従わず、解答を続けること。

(5) その他、試験監督の指示に従わないこと。

(6) 論文・レポート等における、剽窃行為をすること。

※剽窃行為･･･引用の形式をとらず、著作権者に無断で著作物を複製・転載する行為。
学術上のルール・モラルに反する行為であり、著作権法に違反する行為。

以　上

教務部長